

(本細目の目的)

第1条 本細目は、総務省が委託する、平成28年度「地域情報化に向けた派遣型 ICT 人材の活用策及び地域情報化大賞表彰事例の展開に係る調査研究等の請負」業務の一環として実施する、地域情報化アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）派遣事業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(アドバイザーの派遣申請)

第2条 アドバイザーの派遣を希望する団体等（以下、申請団体という。）は、「地域情報化アドバイザー派遣依頼書兼報告書（様式Ⅰ\_Ⅱ）」により、一般財団法人全国地域情報化推進協会（以下、「運営事務局」という。）に申請する。

(同一申請団体による複数のプロジェクトによる派遣申請の制限)

第3条 申請団体において、複数のプロジェクトが年度内に存在する場合には、プロジェクトに応じて申請をすることができる。但し、他の派遣に係る申請団体からの申請累計状況及び執行予算を考慮し複数の申請にあたっては総務省情報流通行政局地域通信振興課と協議を図り申請の受理について回答をする。

(アドバイザーの選定確認・受託確認並びに確定の通知)

第4条 申請団体は支援を希望する該当分野に関して、複数の派遣アドバイザー候補が存在する場合には希望するアドバイザーに優先順位を設けて運営事務局側に依頼をする。運営事務局は優先順位に基づき候補となるアドバイザー間で支援依頼内容と合わせて日程調整を行い、アドバイザーによる支援の承諾を得た後に、支援可能なアドバイザーを別途電子メールにより申請団体に通知する。

(申請団体による報告)

第5条 申請団体は、派遣実施後、事業の成果に関する報告書を「地域情報化アドバイザー派遣依頼書兼報告書（様式Ⅰ\_Ⅱ）」により作成し、派遣実施日から1週間以内に運営事務局に提出しなければならない。その際、講演又は助言等の様子を記録した写真を添付すること。なお、報告書提出の期限を超過した場合、次回以降の派遣対応を打ち切る場合があるものとする。

(アドバイザーによる報告)

第6条 派遣対応したアドバイザーは、活動の成果に関する報告書を「地域情報化アドバイザー制度活動報告書（様式Ⅲ）」により作成し運営事務局に提出しなければならない。

(情報の開示内容および範囲)

第7条 運営事務局はアドバイザーの派遣にあたり、アドバイザーから申告を受けた基本情報の内、アドバイザーの許可を受けた上で、連絡調整に必要な最小限の項目を申請団体の要求に対し

て開示する。

(情報の利用条件)

第8条 申請団体は、派遣申請の際に知り得たアドバイザーに関する情報を当該派遣以外の目的で使用してはならない。

(派遣に係る経費)

第9条 地域情報化アドバイザーの派遣に係る経費(謝金及び旅費)については、運営事務局より支払う。

2 アドバイザーの派遣に係る旅費については、総務省所管旅費取扱規程(平成13年1月6日総務省訓令第52号)に準じて支払うものとする。

3 アドバイザーへの謝礼及び旅費の支払いについては、以下の通り定める。

謝金: 講演・助言活動1時間当たり7,900円(源泉徴収10.21%含む)を支払うものとする。ただし、移動や準備等の時間分は支払わないものとする。なお、1回の派遣における上限は39,500円(源泉徴収10.21%含む)とする。

※ 講演・助言にかかる謝金の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合には1時間とみなす。

旅費: 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費(交通費及び宿泊費)を、運営事務局にて計算した金額を支払うものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、運営事務局への連絡・確認を行うとともに、その時点での最良な経路及び方法によって計算するものとする。

※ アドバイザーが謝金又は旅費の一部又は全部を辞退した場合は、上記の限りではない。

(派遣回数または日数の上限)

第10条 アドバイザーの派遣回数の上限については、一申請に対し、セミナー等によりICTの利活用に関し広く周知を行うなどの講演については、年度内1回まで、申請団体において取り組むプロジェクトの計画、運営等について、原則現地に赴き、専門的見地から個別に助言を行うものについては、派遣実施ごとに申請団体より提出される報告書に基づき次回以降の派遣の必要性について判断をするものとし、派遣回数の限度は年度内3回までとする。

ただし、総務省情報流通行政局地域通信振興課が特段の事情があると認める場合にはこの限りでない。

(制限回数以上の派遣を求める場合)

第11条 前条における制限回数上限の派遣後も、引き続き助言等を受けたい場合、申請団体が個別にアドバイザーへ依頼をすることを妨げない。

附 則

この規定は、平成28年6月9日から施行する。